

○人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則

平成12年3月2日

規則第4号

改正 平成15年4月1日規則第11号

平成16年3月1日規則第5号

平成17年3月31日規則第3号

平成19年3月23日規則第1号

平成23年3月25日規則第5号

平成27年3月25日規則第20号

平成30年3月2日規則第9号

令和5年3月22日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、人権文化のまちづくりをすすめる条例（平成11年豊中市条例第10号）第5条の規定に基づき、人権文化のまちづくりをすすめる協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民協働部人権政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成12年3月3日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則 (平成15年4月1日規則第11号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月1日規則第5号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後この規則による改正後の人権文化のまちづくりをすすめる協議会規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第2項第2号に掲げる者のうちから最初に委嘱される委員の任期は、改正後の規則第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年3月2日までとする。

附 則 (平成17年3月31日規則第3号抄)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第5号抄)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第20号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日規則第9号)

この規則は、平成30年3月3日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日規則第14号抄)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 4 期 人権文化のまちづくりをすすめる協議会委員名簿

任期：令和8年(2026年)3月3日～令和10年(2028年)3月2日

区分	名前	役職等
学識経験者	うちだ りゅうし 内田 龍史	関西大学社会学部社会学専攻教授
	すえよし ひろふみ 末吉 洋文	帝塚山大学法学部教授
	たかはし ま お 高橋 真央	甲南女子大学国際学部教授
	たまおき よしのり 玉置 好徳	梅花女子大学食文化学部教授
	はまもと のぶひこ 濱元 伸彦	関西学院大学教育学部准教授
	はやし み き 林 美輝	龍谷大学文学部哲学科教育学専攻教授
	みずしま いくこ 水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	わたなべ たかよ 渡邊 崇世	人権擁護委員豊中地区委員会会長
学識経験者 (関係団体)	な だ ゆたか 名田 豊	豊中企業人権啓発推進員協議会幹事
	わかやなぎ たまき 若柳 玉貴	豊中市人権教育推進委員協議会副会長
市民	たじま けいすけ 田島 佳祐	市民公募委員
	たかぎ みつこ 高木 光子	市民公募委員

人権文化のまちづくりをすすめる協議会 会議の傍聴要領

1 目的

この要領は、人権文化のまちづくりをすすめる協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人とする。ただし、会場の都合又は議事の内容によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催時刻のおおむね30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選などにより傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者。
- (4) 前3号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は、人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌などにより騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他の人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成 12 年 3 月 4 日から実施する。

第 14 期 人権文化のまちづくりをすすめる協議会 スケジュール(案)

(任期：令和 8 年(2026 年)3 月 3 日～令和 10 年(2028 年) 3 月 2 日)

回	年度	開催月	開催案件（予定）
第 1 回	令和 8 年度	6 月	① 会長の選出及び職務代理者の指名について ② 協議会の公開等について ③ 豊中市人権文化のまちづくりについて（諮問） ④ 第 14 期協議会のスケジュールについて ⑤ 市民意識調査の結果をふまえた人権施策のあり方について ⑥ 人権平和センターの取組みについて
第 2 回		8 月	① 多文化共生指針の取組み状況について ② 市民意識調査の結果をふまえた人権施策のあり方について
第 3 回		11～12 月	① 多文化共生指針の取組み状況について
第 4 回	令和 9 年度	4～5 月	① 人権平和センターの取組みについて ② 人権施策のあり方について
第 5 回		8 月	① 多文化共生指針の取組み状況について ② 豊中市人権文化のまちづくりについて（答申案）
第 6 回		1 月	① 豊中市人権文化のまちづくりについて（答申）

人権についての市民意識調査 《概要版》

豊中市

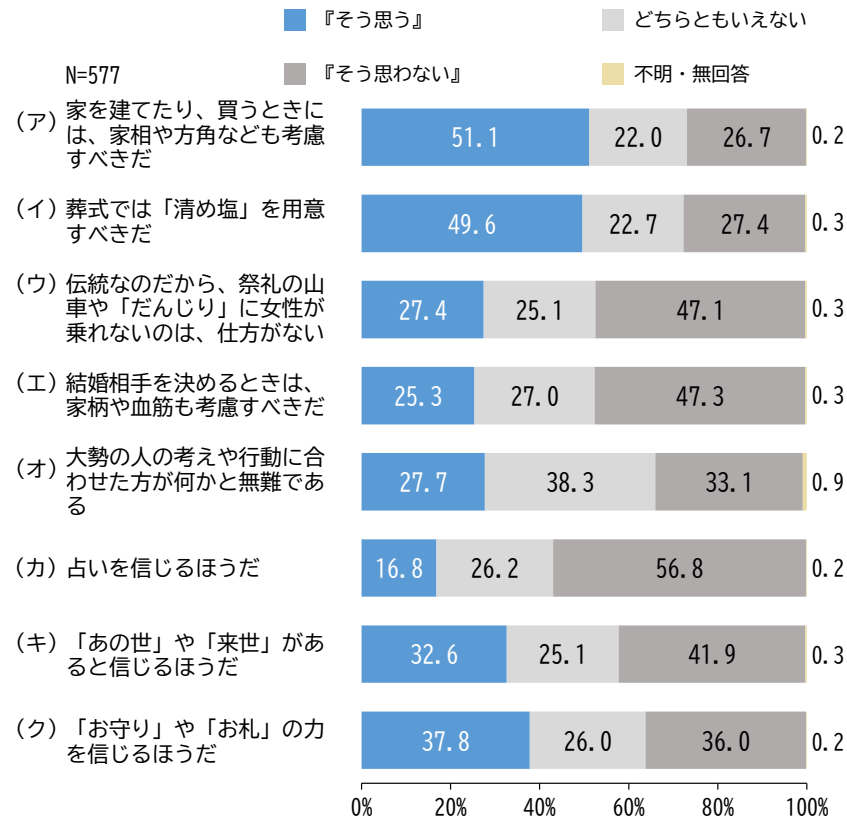
調査概要

- [1]調査の目的 : 市民の人権に関する意識や態様を把握し、豊中市が行う人権教育・啓発など、今後の人権に関する施策を推進するうえでの基礎資料とすることを目的として実施しました。
- [2]調査対象 : 豊中市内に居住している満16歳以上の男女2,500人
- [3]抽出方法 : 住民基本台帳から、性別・年齢別構成を考慮し、2,000人を層化抽出し(これを標準サンプルという)、回収率が低いとみられる16～29歳については、別に500人を抽出しています(これを追加サンプルという)。
- [4]調査方法 : 郵送による配付・回収 ※インターネットによる回収を併用
- [5]調査期間 : 令和7年(2025年)7月9日(水)～8月8日(金)
- [6]有効回答率 : 659件(有効回答率:26.4%)
(このうち、標準サンプル:577件、追加サンプル:82件)

[7]概要版の見方

- ①調査結果は標準サンプルのものになります。
- ②回答は、各質問回答者数(「N=」と表記)を基数とした百分率(%)で示しています。
小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ④無記入や回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求める設問に対し2つ以上回答している場合は「不明・無回答」として処理しています。
- ⑤図において、コンピューターの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合があります。
- ⑥概要版では、意見や考えにあてはまるかどうかなどを尋ねた質問の選択肢について、グラフ上、下記のように合算して表示しています。
 - ・「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」→『そう思う』
 - ・「どちらかといえばそうは思わない」+「そう思わない」→『そう思わない』
 - ・「男性のほうが非常に優位である」+「どちらかといえば男性のほうが優位である」→『男性のほうが優位』
 - ・「どちらかといえば女性のほうが優位である」+「女性のほうが非常に優位である」→『女性のほうが優位』
 - ・「よくあてはまる」+「ややあてはまる」→『あてはまる』
 - ・「あまりあてはまらない」+「まったくあてはまらない」→『あてはまらない』

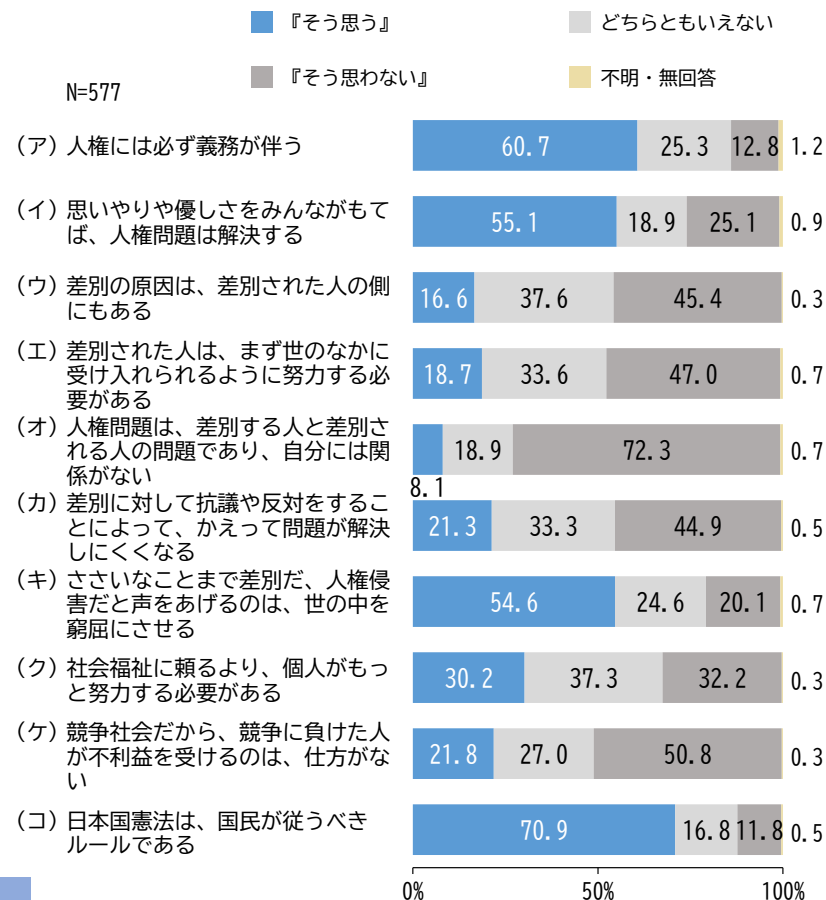
1. 次のような意見や考え方について、あなたはどのように思いますか？



○ 慣習や俗説に関する考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(ア)家を建てたり、買うときには、家相や方角なども考慮すべきだ」(51.1%)で、次いで「(イ)葬式では『清め塩』を用意すべきだ」が49.6%となっています。
- 一方、『そう思わない』の割合が最も高いのは、「(カ)占いを信じるほうだ」(56.8%)で、次いで「(エ)結婚相手を決めるときは、家柄や血筋も考慮すべきだ」が47.3%となっています。

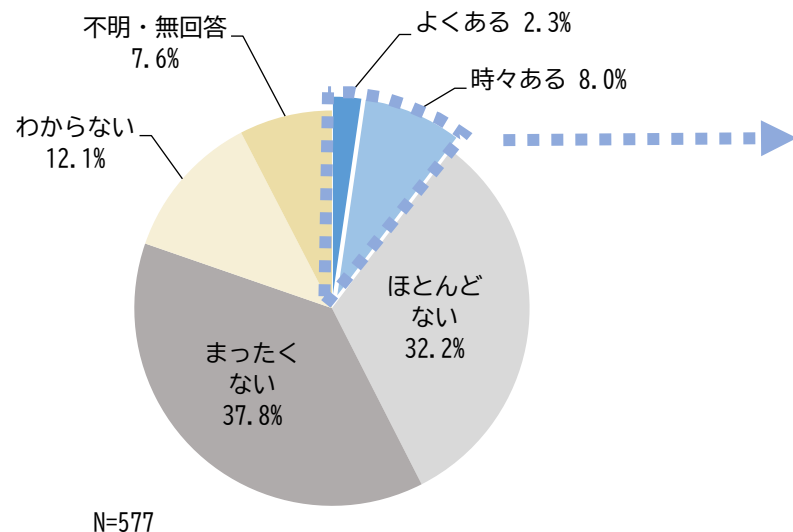
2. 人権や差別問題に関する考え方について、あなたはどのように思いますか？



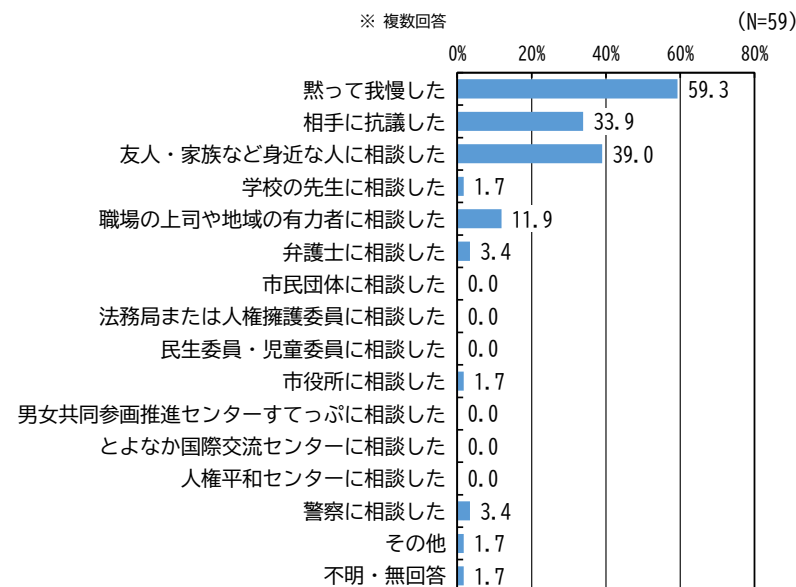
○ 人権や差別問題に関する考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(コ)日本国憲法は、国民が従うべきルールである」(70.9%)で、次いで「(ア)人権には必ず義務が伴う」が60.7%となっています。
- 一方、『そう思わない』の割合が最も高いのは、「(オ)人権問題は、差別する人と差別される人の問題であり、自分には関係がない」(72.3%)となっています。

3. 人権侵害をされたことがありますか？



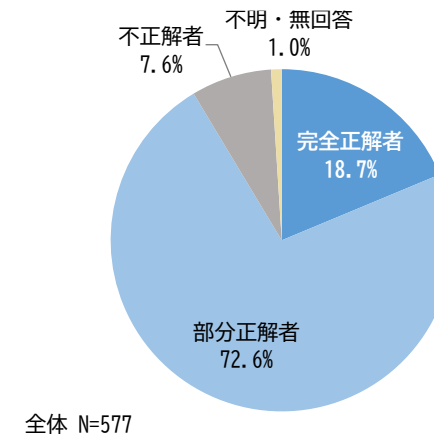
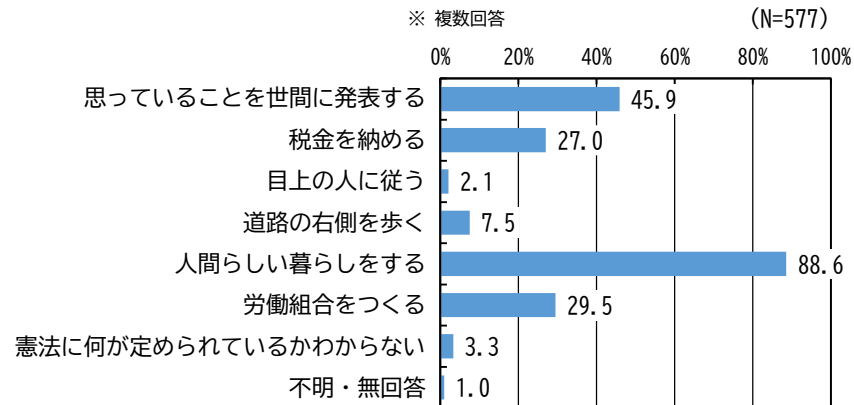
■ 人権侵害を受けたときの対応



○ 直近5年間に於いて人権を侵害された経験

- 「よくある」が2.3%、「時々ある」が8.0%で、人権侵害を受けたことがある割合は10.2%です。
- 人権侵害を受けたことがあると回答した人に、人権侵害を受けたときの対応を尋ねると「黙って我慢した」の割合が59.3%で最も高く、次いで「友人・家族など身近な人に相談した」が39.0%となっています。

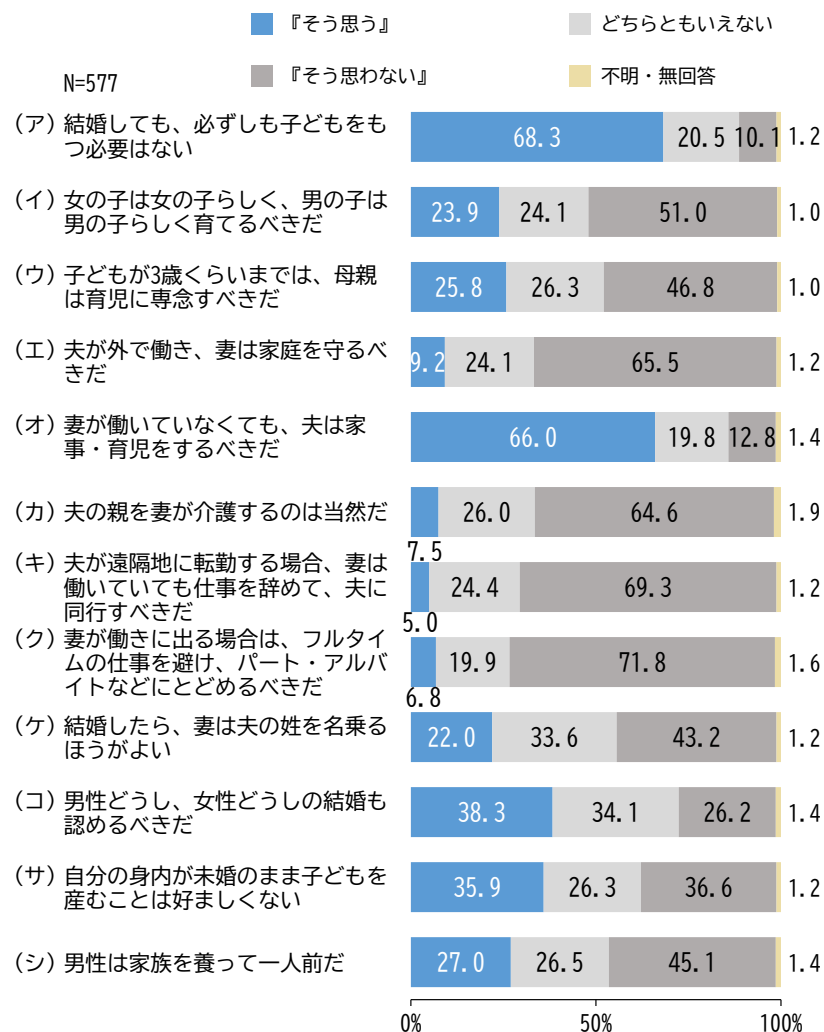
4. 憲法により「国民の権利」と定められているものは何だと思いますか？



○ 憲法において「国民の権利」と定められているもの

- 「人間らしい暮らしをする」の割合が88.6%で最も高く、次いで「思っていることを世間に発表する」が45.9%、「労働組合をつくる」は29.5%となっています。
- 「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」のみを選んだ割合（完全正解者）は18.7%、部分正解者は72.6%、不正解者は7.6%となっています。

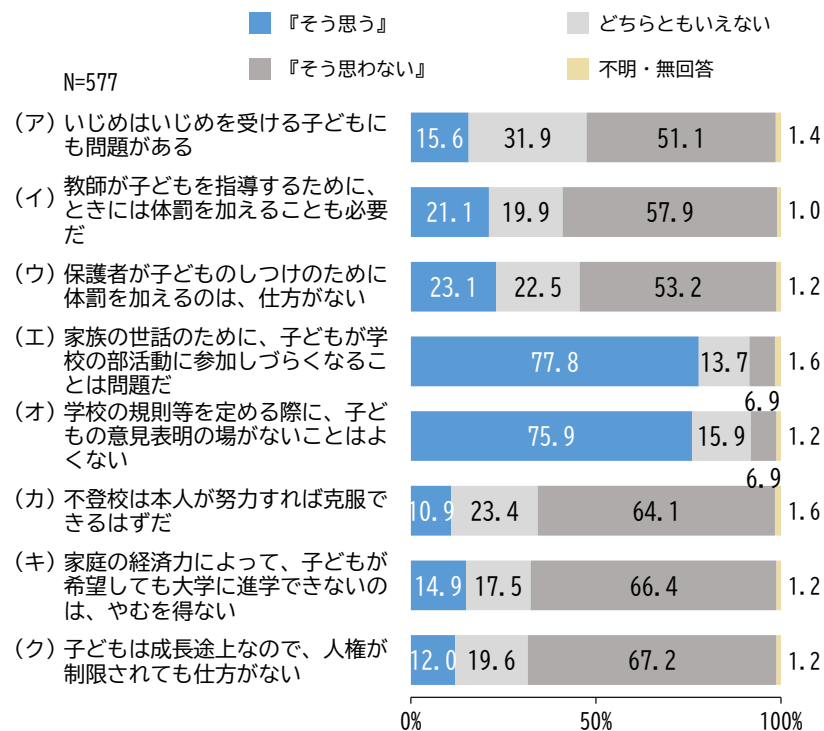
5. 家族に関わる様々な意見や考え方について、どのような考えをお持ちですか？



○ 家族に関わるいろいろな意見や考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(ア)結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」(68.3%)で、次いで「(オ)妻が働いていなくても、夫は家事・育児をするべきだ」が66.0%となっています。
- 一方、『そう思わない』の割合が最も高いのは、「(ク)妻が働きに出る場合は、フルタイムの仕事を避け、パート・アルバイトなどにとどめるべきだ」が71.8%で、次いで「(キ)夫が遠隔地に転勤する場合、妻は働いていても仕事を辞めて、夫に同行すべきだ」が69.3%となっています。
- 前回調査と比較すると、「(エ)夫が外で働き、妻は家庭を守るべきだ」「(カ)夫の親を妻が介護するのは当然だ」の『そう思わない』の割合が10ポイント以上上昇しています。

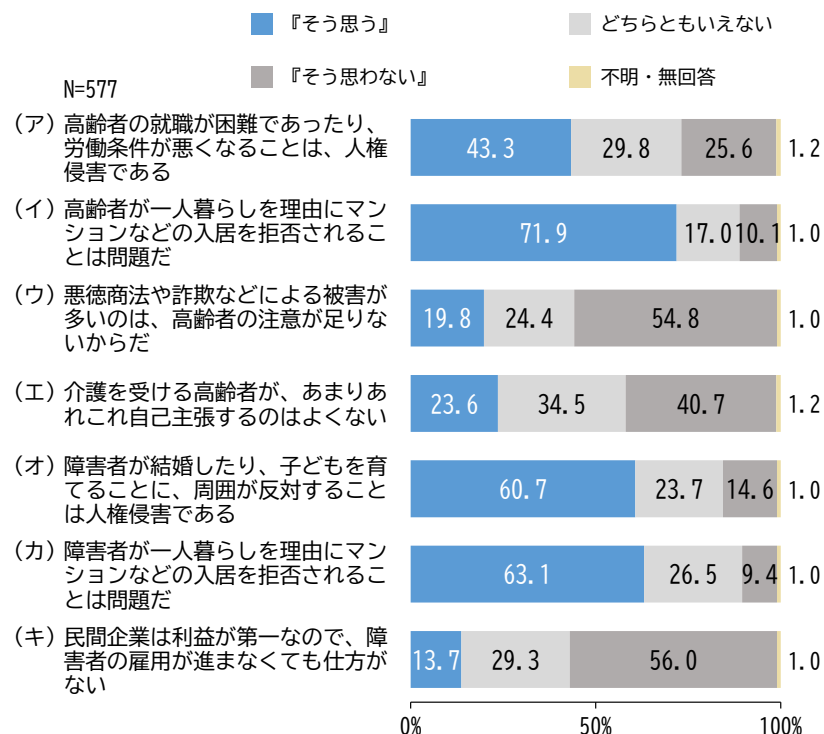
6. 子どもの人権について、どのような考えをお持ちですか？



○ 子どもの人権に関する考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(エ)家族の世話のために、子どもが学校の部活動に参加しづらくすることは問題だ」(77.8%)で、次いで「(オ)学校の規則等を定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない」が75.9%となっています。

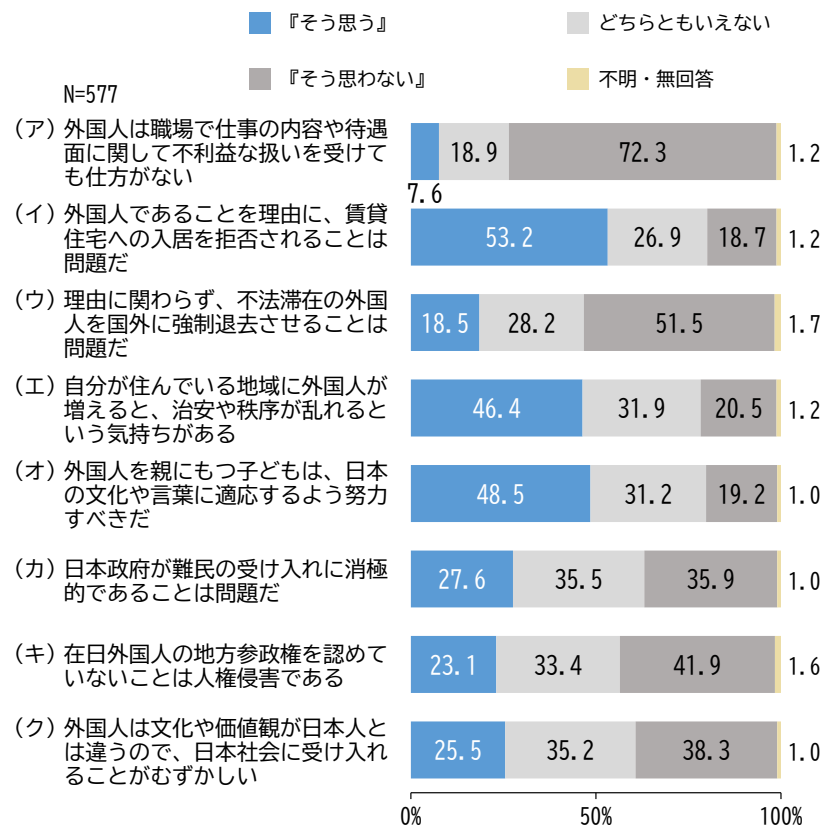
7. 高齢者や障害者の人権について、どのような考えをお持ちですか？



○ 高齢者や障害者の人権に関する考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(イ)高齢者が一人暮らしを理由にマンションなどの入居を拒否されることは問題だ」(71.9%)で、次いで「(カ)障害者が一人暮らしを理由にマンションなどの入居を拒否されることは問題だ」が63.1%、「(オ)障害者が結婚したり、子どもを育てることに、周囲が反対することは人権侵害である」が60.7%となっています。

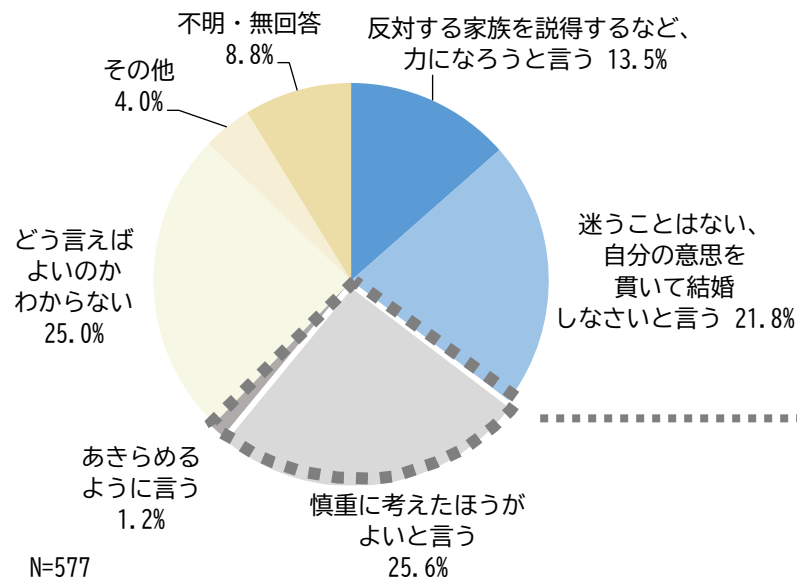
8. 外国人の人権について、どのような考えをお持ちですか？



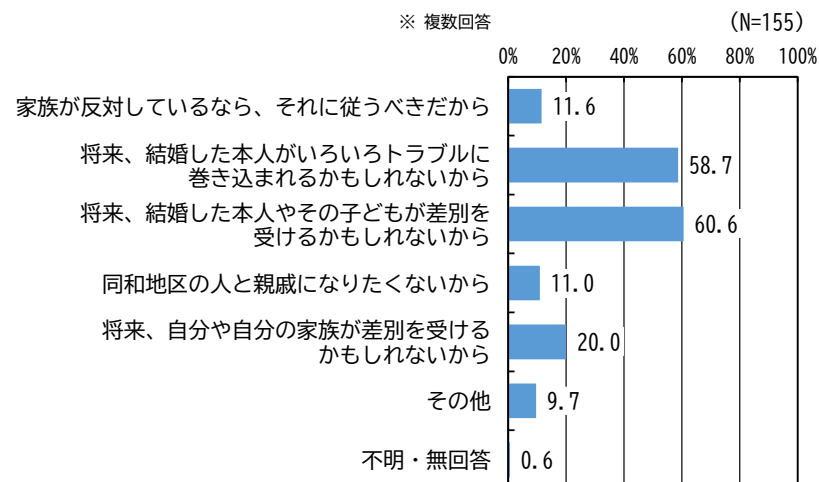
○ 外国人の人権に関する考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(イ)外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒否されることは問題だ」(53.2%)で、次いで「(オ)外国人を親にもつ子どもは、日本の文化や言葉に適應するよう努力すべきだ」が48.5%、「(エ)自分が住んでいる地域に外国人が増えると、治安や秩序が乱れるという気持ちがある」が46.4%となっています。
- 前回調査と比較すると、「(キ)在日外国人の地方参政権を認めていないことは人権侵害である」の『そう思う』の割合が10ポイント以上低下しています。

9. 同和地区出身者との結婚を反対されている親類に、どのような態度を取りますか？



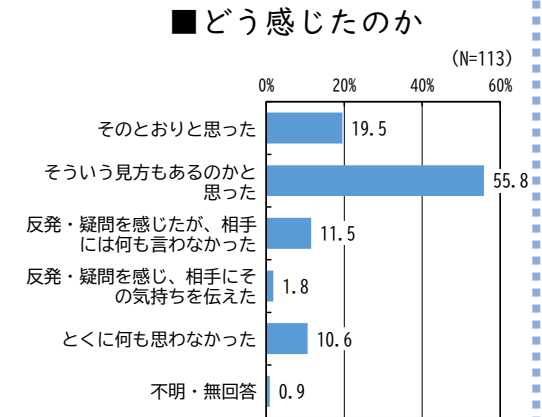
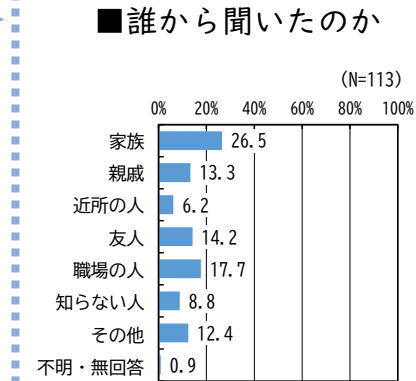
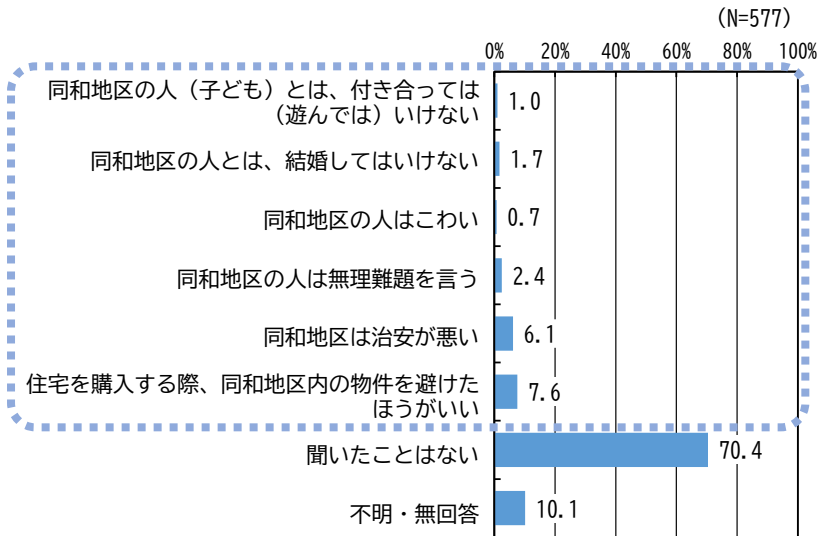
■ 同和地区出身者との結婚に否定的な理由



○ 同和地区出身者との結婚を反対されている親類からの相談に対する態度

- 「慎重に考えたほうがよいと言う」の割合が25.6%で最も高く、次いで「どう言えばよいかわからない」が25.0%となっています。
- 同和地区出身者との結婚に否定的な回答をした人にその理由を尋ねると、「将来、結婚した本人やその子どもが差別を受けるかもしれないから」(60.6%)の割合が最も高くなっています。

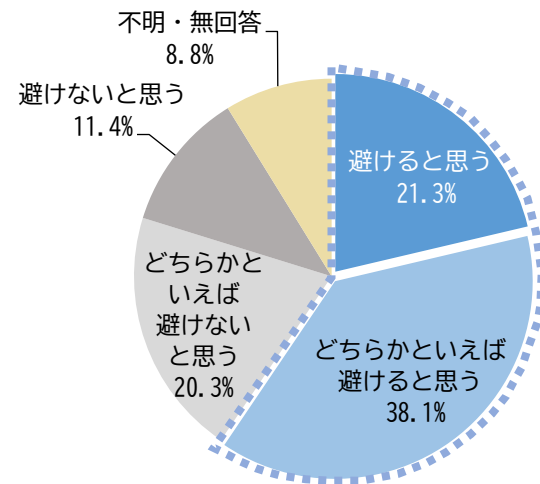
10. 同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか？



○ 直近5年間で同和問題に関する差別的な発言を直接聞いた経験

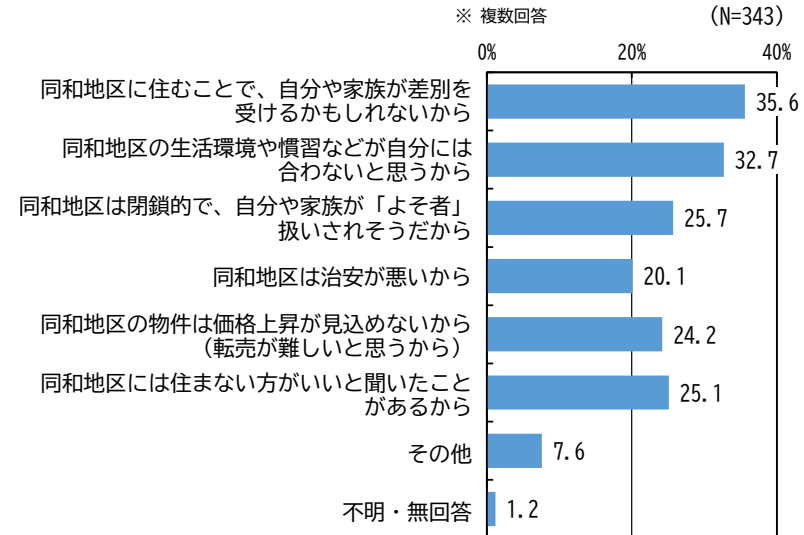
- 「聞いたことはない」が70.4%、「何らかの発言を聞いたことがある」割合は19.5%となっています。
- 聞いたことがある人に、それは誰から聞いたのか尋ねると、「家族」の割合が26.5%で最も高く、次いで「職場の人」が17.7%となっています。
- それを聞いたとき、どう感じたのか尋ねると、「そういう見方もあるのかと思った」の割合が55.8%で最も高く、次いで「そのとおりに思った」が19.5%となっています。

1.1. 同和地区への転居について、どのような考えをお持ちですか？



N=577

■ 同和地区への転居を避ける理由

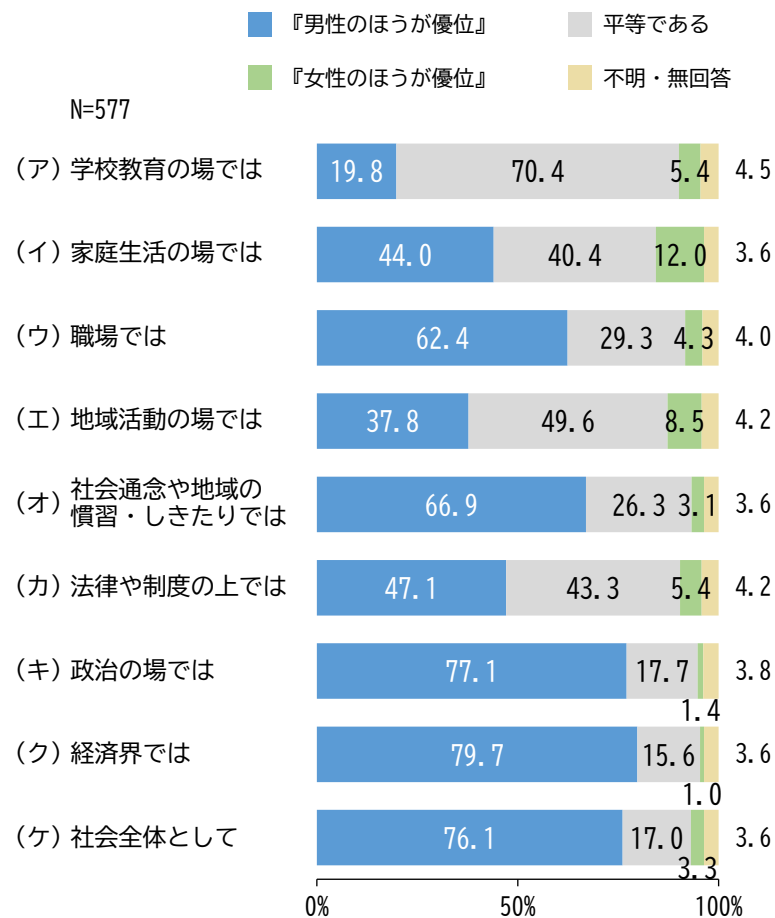


不明・無回答 1.2%

○ 同和地区への転居についての考え方

- 「どちらかといえば避けると思う」(38.1%)の割合が最も高く、次いで「避けると思う」が21.3%となっています。
- 同和地区への転居を避ける理由は、「同和地区に住むことで、自分や家族が差別を受けるかもしれないから」(35.6%)の割合が最も高く、次いで「同和地区の生活環境や慣習などが自分には合わないと思うから」が32.7%となっています。

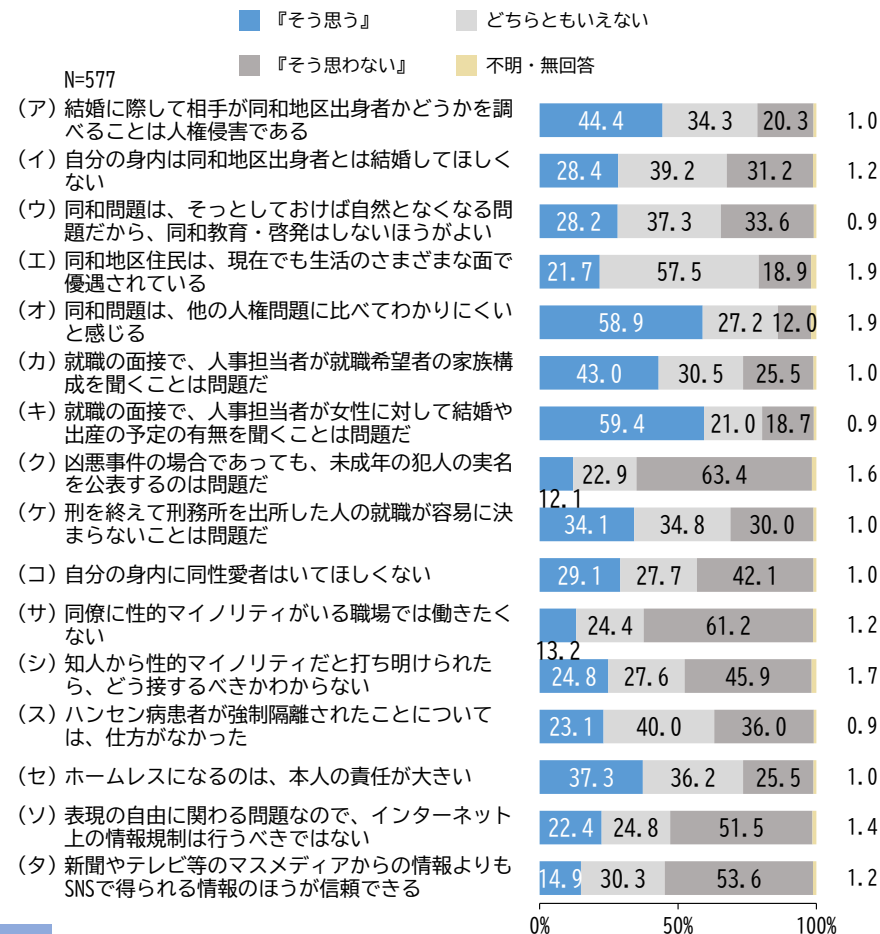
12. 男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか？



○ 男女の地位の平等感

- 「(ケ)社会全体として」では『男性のほうが優位』が76.1%、「平等である」が17.0%、『女性のほうが優位』が3.3%となっています。
- 『男性のほうが優位』の割合は「(ク)経済界では」(79.7%)が最も高く、次いで「(キ)政治の場では」が77.1%です。
- 「平等である」の割合は「(ア)学校教育の場では」(70.4%)が最も高くなっています。

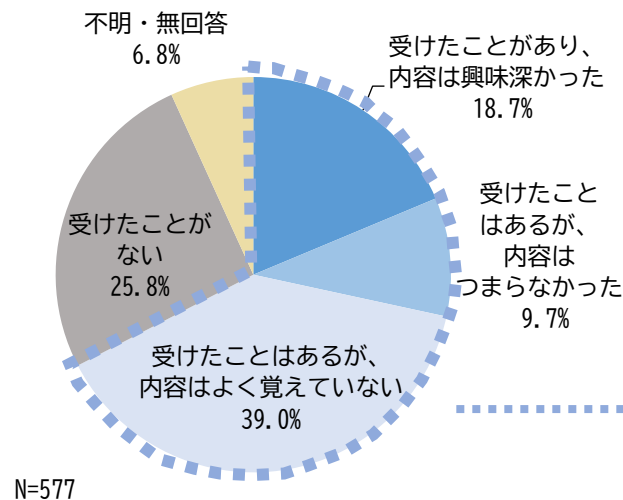
13. 次のような考え方についてどのように思いますか？



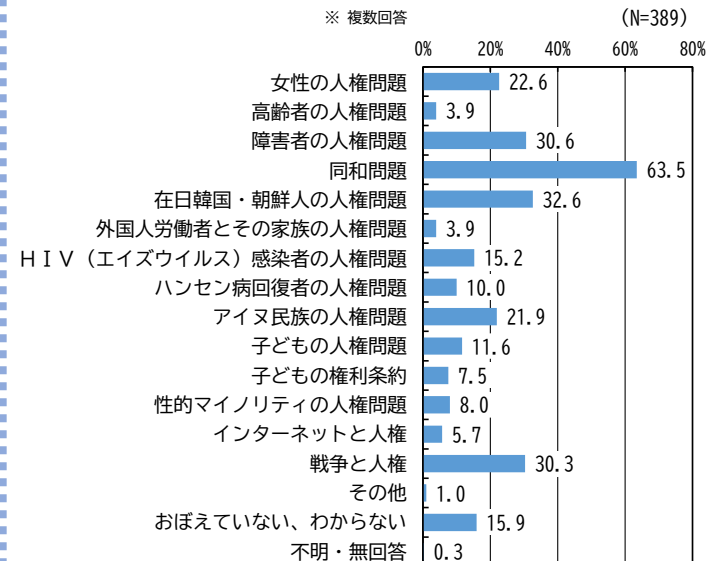
○ 差別や人権問題に関する考え方

- 『そう思う』の割合が最も高いのは、「(キ)就職の面接で、人事担当者が女性に対して結婚や出産の予定の有無を聞くことは問題だ」(59.4%)で、次いで「(オ)同和問題は、他の人権問題に比べてわかりにくいと感じる」が58.9%となっています。
- 『そう思わない』の割合が最も高いのは、「(ク)凶悪事件の場合であっても、未成年の犯人の実名を公表するのは問題だ」(63.4%)となっています。
- 前回調査と比較すると、「(ア)結婚に際して相手が同和地区出身者かどうかを調べることは人権侵害である」「(コ)自分の身内に同性愛者はいてほしくない」の『そう思う』の割合が10ポイント以上低下しています。

I 4. 人権に関する教育を受けたことがありますか？



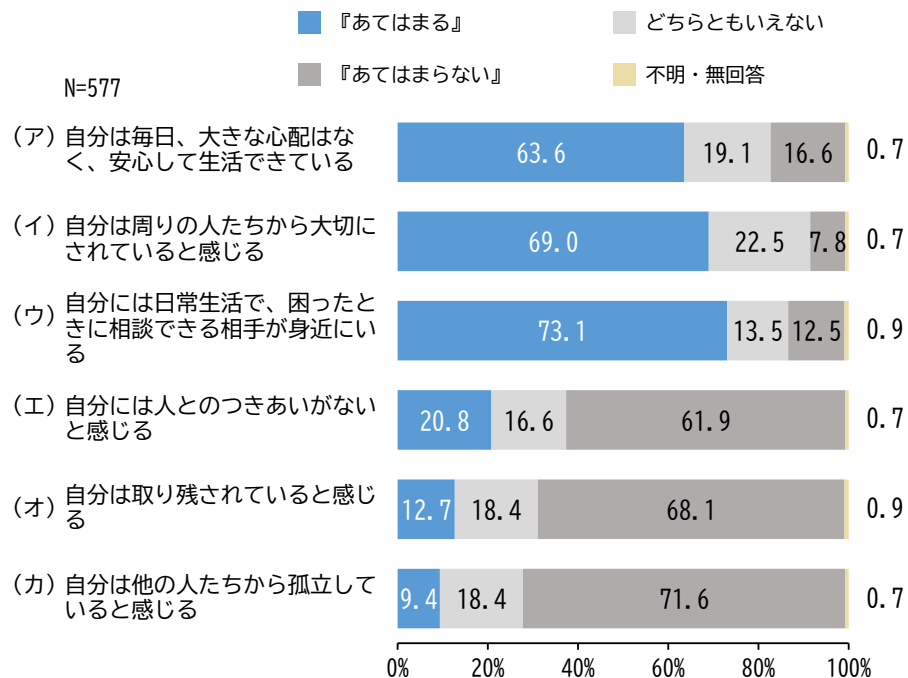
■ 受けた人権教育の内容



○ 人権に関する教育

- 「受けたことはあるが、内容はよく覚えていない」の割合が39.0%で最も高く、次いで「受けたことがない」が25.8%となっています。
- 受けた人権教育の内容は、「同和問題」(63.5%)の割合が最も高く、次いで「在日韓国・朝鮮人の人権問題」が32.6%、「障害者の人権問題」が30.6%、「戦争と人権」が30.3%となっています。

15. 次のことについて、あなたご自身にどの程度あてはまりますか？



○ 自身の状況

- 『あてはまる』の割合が最も高いのは、「(ウ)自分には日常生活で、困ったときに相談できる相手が身近にいる」(73.1%)で、次いで「(イ)自分は周りの人たちから大切にされていると感じる」が69.0%、「(ア)自分は毎日、大きな心配はなく、安心して生活できている」が63.6%となっています。

人権についての市民意識調査《概要版》

令和8年(2026年)3月

豊中市 市民協働部 人権政策課 人権平和センター

〒561-0884 豊中市岡町北3-13-7

メール jinken@city.toyonaka.osaka.jp

人権平和センターに係る主な取組みについて（令和8年度及び令和9年度）

相談事業

※委託事業として実施 【委託先】 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（委託期間：令和7年度から5年間）

人権や日常生活にかかわる相談に応じ、適切な専門相談窓口や各種制度等の情報提供

＜開設日時＞月曜～金曜 午前9時～午後5時（※祝日・年末年始を除く）

＜実施方法＞電話、メール、ファクス、予約制の面談など

○人権相談：人権侵害を受け、または受けるおそれのある市民が、自らの主体的な判断により課題を解決できるよう、適切な助言や情報提供などにより支援する

○総合生活相談：福祉・保健・住宅など多様な生活課題からのニーズに対し、自らが解決するため継続的な支援を行う

（参考） 令和7年度実績	人権相談	総合生活相談	合計
	50件	234件	284件

◆課題・展望など

- ・引き続き相談者に寄り添った丁寧な傾聴
- ・関係先への適切なつなぎ

地域交流事業

※委託事業として実施 【委託先】 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（委託期間：令和7年度から5年間）

年齢等を問わず、多様な世代・人が集まり、様々な過ごし方ができる居場所、つながりを持つことができる交流の場づくりの実施

○居場所：自由に過ごせる居場所の実施

＜開設日時＞火・水曜日 午後3時～午後6時（※時期により、午後5時まで、祝日は除く）

土曜日、春夏冬休み（火～土曜日）／午前11時～午後5時（※祝日・年末年始を除く）

○各種活動：多世代交流イベント（ほっとス、トークマインド、音読講座）などの実施

（参考） 令和7年度実績	居場所（豊中）	居場所（螢池）	各種活動
	164回、4,379人	165回、2,781人	98回、2,118人

◆課題・展望など

- ・活動時間や内容の違いによる多世代交流の困難さ



人権平和センターに係る主な取組みについて（令和8年度及び令和9年度）

人権・平和啓発事業

多様化・複合化や新たに顕在化する人権問題などの解決をめざし、人権意識の高揚や平和意識の醸成に資する事業の実施
○人権平和センター：平和展示室（豊中）および分室（蛍池）の企画・運営、講演会・ワークショップなど各種イベントの実施、
教育機関への平和教材の貸出などを通じた平和啓発

人権平和センターにおける今後の主な予定

< 令和8年度 >

◇ 企画展の開催

・ 平和展示室巡回企画展「戦時下の食卓」6月29日（月）～8月22日（土）/ 豊中、9月1日（火）～11月20日（金）/ 蛍池

・ 平和展示室分室企画展「学童疎開」「沖縄の記憶」7月～ / 蛍池

・ 平和展示室企画展「沖縄関連」9月～ / 豊中

◇ ワークショップの開催

・ ワークショップ「親子で作ろう！戦時中のおやつ」7月25日（土）/ 豊中

◇ 平和展示室（常設展）クイズ形式展示学習の導入10月頃～ / 豊中 など

< 令和9年度以降 >

・ 他部局や他団体、大学等の教育・研究機関との連携による平和啓発活動

・ 若年層へ向けた啓発と継承、デジタル技術等を活用した平和関連資料等の整理・展示の充実などを検討

○啓発講座（人権文化のまちづくり講座）、平和教材の貸出（実務）など ※委託事業として実施 [委託先] 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（委託期間：令和7年度から5年間）

(参考) 令和7年度実績	平和展示室見学者 (※分室・出張展示を含む)	イベント (講演会・WSなど)	啓発講座	平和教材の貸出
	16,192人	3回、122人	6回、251人	14団体

- ◆課題・展望など
- ・若い世代への戦争記憶の継承

・平和の取組みを自分事として捉えてもらう事業の実施

・平和教材の貸出周知（セット組貸出をR8.4月より開始）